

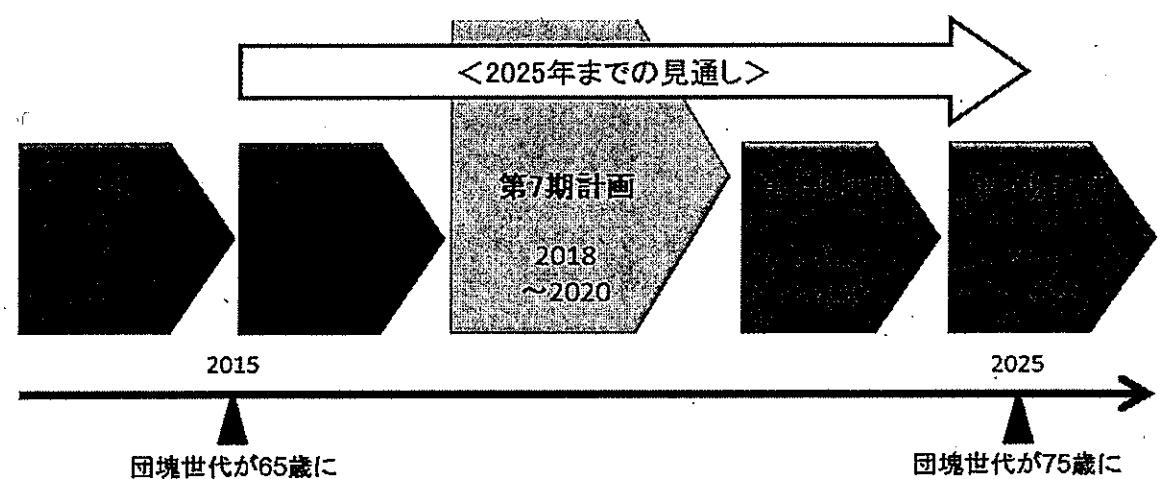
## 1 策定の目的等

本県における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」を一体として作成するものです。

計画期間は3年間であり、現行の第6期計画（計画期間：平成27～29年度）が今年度で終了することから、今年度中に第7期計画（計画期間：平成30～32年度）を策定する。

計画の策定は、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即し、また市町村計画を踏まえて行うこととされている。

## 2 第7期計画の位置付け



- 第6期計画以降の計画は「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築する。
- 第7期計画においては、第6期までに開始した取組の状況を踏まえながら、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進のため、保険者機能の強化等の取組を進める。

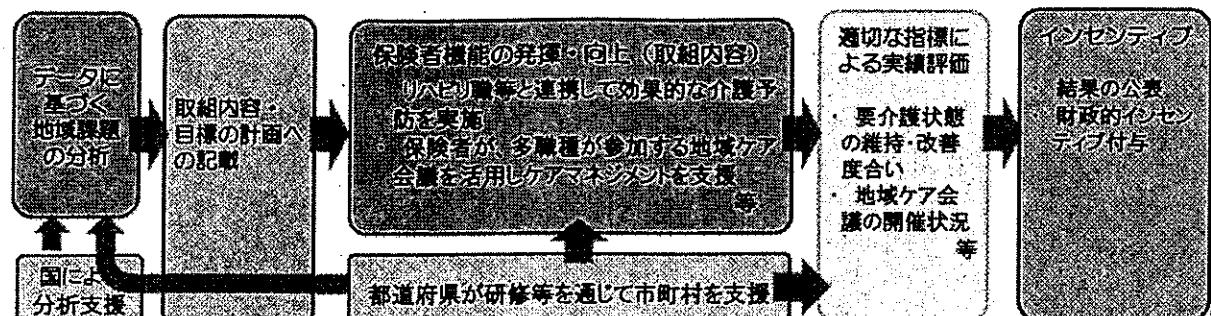
## 3 基本指針見直しの主なポイント

### （1）高齢者の自立支援や重度化防止への取組及び取組に対する支援<新規>

市町村は、高齢者の自立支援や重度化防止に向け、新たに ①データに基づく課題分析 ②自立支援・重度化防止への取組及び目標の設定 ③目

標の達成状況の評価・公表、を実施することとなる。

県は、先進事例の収集・情報提供や市町村職員に対する研修の実施などにより市町村の取組の支援を行う。



### （2）地域ケア会議の推進<新規>

市町村や地域包括支援センターにおいて、高齢者の個別事例の検討・支援を通じて、多職種協働によるネットワークの構築や地域に共通する課題の把握を進める地域ケア会議の推進に係る事項を、市町村介護保険事業計画に新たに位置付ける。

### （3）医療計画との整合性の確保<拡充>

平成30年度以降、介護保険事業（支援）計画と医療計画の作成・見直しのサイクルが一致することを踏まえ、効率的で質の高い医療提供体制の構築と在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合を介護保険事業の実施に関する基本的事項として位置付ける。

## 4 計画策定体制

保健医療・福祉関係者、介護保険者、被保険者等の代表及び学識経験者を構成員とする「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置し、御意見をいただきながら策定していくこととしている。

## 5. 策定スケジュール（案）

平成29年8月9日	第1回高齢者健康福祉計画策定検討委員会の開催
8月～11月	市町村計画との調整
12月下旬	第2回高齢者健康福祉計画策定検討委員会の開催
平成30年1月下旬	パブリックコメントの実施
3月中旬	第3回高齢者健康福祉計画策定検討委員会の開催
3月下旬	計画の決定・公表